太田市立尾島中学校 校 長 高橋 博剛

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より約 日間出席停止となりますので、医師<u>が登校可能と判断する</u>まで、学校を休ませてください。 なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。

		病 名	出席停止の期間
第 1 種		エボラ出血熱	
		クリミア・コンゴ出血熱	
		痘そう	
		南米出血熱	
		ペスト	
		マールブルグ病	
		ラッサ熱	
		急性灰白髄炎	
		ジフテリア	治癒するまで
		重症急性呼吸器症候群	7D 783 9 70 55 C
		(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
		中東呼吸器症候群	
		(病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
		鳥インフルエンザ	
		(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス	
		であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
		新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症	
		新型コロナウイルス感染症	
第 2 種		インフルエンザ 【 】型	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過す
		(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	るまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性
			物質製剤による治療が終了するまで。
		麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経
			過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	믜	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	Ш	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが
		16.127	ないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認め
			られるまで
第 3 種		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において
		腸チフス・パース	感染のおそれがないと認めるまで
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	

令和2年3月31日現在

報告書

太田市立尾島中学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名:医師名